

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和２年度「徳島南部自動車道（徳島沖洲ＩＣ～徳島津田ＩＣ）開通周知」新聞広告
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 新宅 幸夫 徳島県徳島市上吉野町3-35
契 約 締 結 日	令和　３年　２月２６日
契約の相手方の氏名及び住所	一般社団法人徳島新聞社 徳島市中徳島町２－５－２
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 2, 0 4 6, 0 0 0 －
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 2, 0 4 6, 0 0 0 －
随意契約によることとした理由	本役務は、徳島南部自動車道（徳島沖洲IC～徳島津田IC）の開通について、新聞紙面上を活用して契約期間中に２回、新聞広告を行うものである。 本件では、徳島南部自動車道（徳島沖洲IC～徳島津田IC）の開通区間や道路形状を広く事前に周知することにより、交通渋滞の緩和と交通の安全性向上に資する効果があり、非常に重要な広報であると考ええる。 （一社）徳島新聞社発行の「徳島新聞」は徳島県内で発行されている各新聞社の新聞紙の県内発行部数と広告料金を比較検討した結果、新聞１部あたりの広告価格が時価と比較して著しく有利な価格であり、県内発行部数占有率も８７％と高く十分な広報効果が期待できるため、本役務の目的を達成するのに最も有利となる。 よって会計法第２９条の３第４項及び、予算決算及び会計令第１０２条の４第４号ロにより、随意契約を行うものである。
備　　考	